

# . 私立幼稚園の新制度への 移行について

# 私立幼稚園の新制度への円滑移行について

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

## 主な課題

## 対応

市町村と幼稚園の関係構築、  
体制整備

市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等  
都道府県(私学担当)による市町村への支援  
地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく  
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保  
新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)  
調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施  
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定  
市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定  
仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議  
都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

一時預かり事業(幼稚園型)  
の適正な実施

幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。  
仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

# 平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果 (抜粋)

## (1) 1号認定子どもに係る施設型給付について

### ①市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

国の定める基準と同額	890市区町村	51.4%
国の定める基準より高額	15市区町村	0.9%
国の定める基準より低額	20市区町村	1.1%
未設定（1号認定子どもが存在しない等のため）	807市区町村	46.6%

（注）1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国统一費用部分（国：都道府県：市町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市町村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。  
地方単独費用部分については、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定める仕組みとなっているが、基本的に国の定める公定価格に係る基準に基づき設定いただくようお願いしている（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

### ②地方単独費用部分の各都道府県の補助実績

1 / 2	41都道府県	87.2%
1 / 2 未満	6都道府県	12.8%

（参考）補助実績が1 / 2 未満である理由

市区町村からの交付申請額が過少であったため（5都道府県）

市区町村が定めた施設型給付の額が、国の定める基準を超えたため（1都道府県）

## (2) 一時預かり事業等について

### ① 一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数

公立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,873園	44.6%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,968園	67.1%
		私学助成による預かり保育	737園	25.1%
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	216園	4.2%
		私学助成による預かり保育	3,464園	67.6%

（注）新制度移行園においては、原則として「一時預かり事業（幼稚園型）」に移行することとなっているが、経過措置として、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、私学助成による預かり保育補助を受けることも可能としている。

#### （参考）新制度に移行した幼稚園等で私学助成による預かり保育を実施している理由（複数回答可）

一時預かり事業（幼稚園型）の実施要件である専任職員の配置が困難なため	24都道府県	72.7%
事務負担が増大するため	6都道府県	18.2%
園の事情によって、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなる場合があるため	11都道府県	33.3%
市区町村が一時預かり事業を実施していないため	13都道府県	39.4%

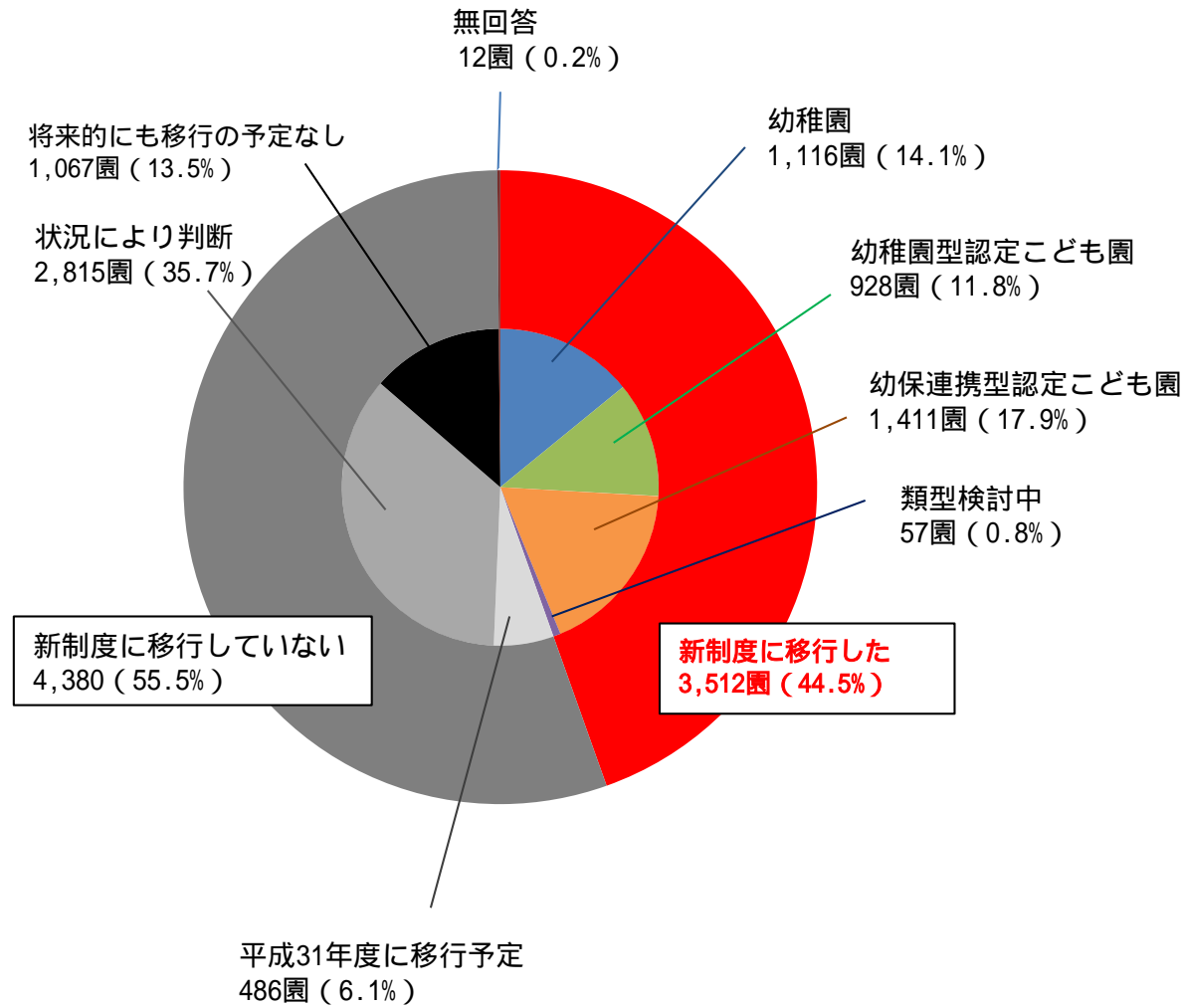
母数：新制度に移行した幼稚園等で私学助成の預かり保育を実施している33都道府県

## 調査概要

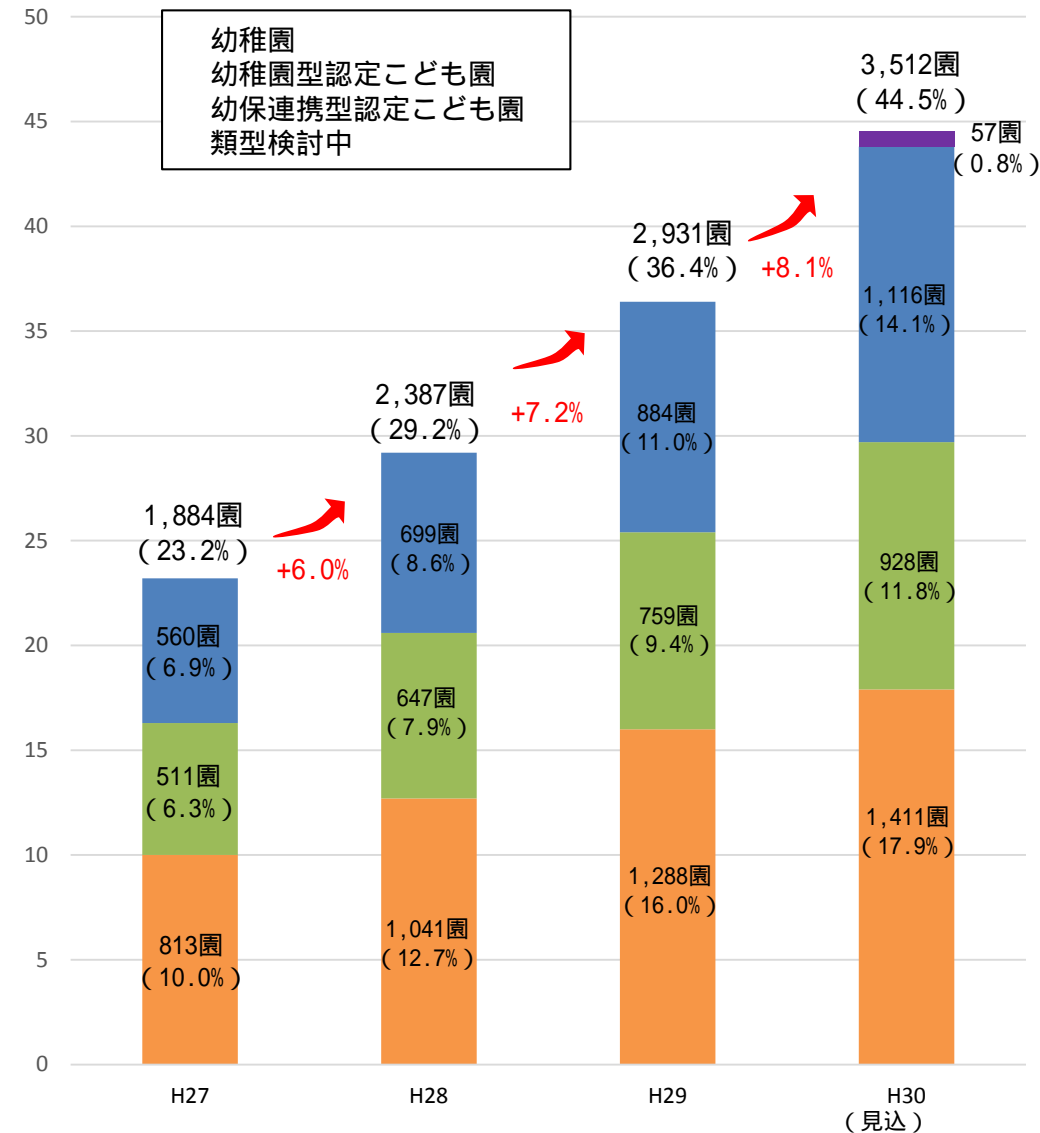
- 調査対象 47都道府県及び全ての市区町村（1,732市区町村） 東京都の離島等9市区町村を除く
- 調査時点 平成29年4月1日

# 平成30年度における新制度への移行状況の見込み（累積）

## 平成30年度における移行状況の内訳



## 移行状況の推移



# (参考) 都道府県別移行状況

平成30年度(見込)  
 平成29年度(実績)  
 平成28年度(実績)  
 平成27年度(実績)

